

奈良市公報

第31号

令和2年8月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 1	375	予防接種の実施の全部改正	健康増進課
7 1	376	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
7 1	377	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
7 1	378	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
7 2	379	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課
7 2	380	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
7 2	381	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定 (更新)	障がい福祉課
7 2	382	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定 (更新)	障がい福祉課
7 3	383	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7 3	384	放置自転車等の保管	環境政策課
7 6	385	放置自転車等の処分	環境政策課
7 6	386	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7 7	387	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 8	388	大和都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	都市計画課
7 8	389	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 9	390	放置自転車等の保管	環境政策課
7 10	391	放置自転車等の保管	環境政策課
7 14	392	令和2年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
7 15	393	車両制限令に基づく道路の指定	土木管理課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
7 1	39	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
7 7	40	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
7 15	41	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
7 1	7	消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備の基準	予防課
7 1	8	消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備の基準	予防課
7 1	9	消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備の基準	予防課

農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
7 7	8	農業委員会総会の招集
7 13	9	農業委員会臨時総会の招集

告 示

令和 2 年奈良市告示第 199 号（予防接種の実施）の全部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年 7 月 / 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4種混合）	生後 3 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者	令和 2 年 4 月 1 0 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	別紙 1 のとおり
ジフテリア・破傷風（二種混合）	1 1 歳以上 1 3 歳未満の者	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	
麻しん・風しん（MR）、麻しんまたは風しん	1 生後 1 2 か月から生後 2 4 か月に至るまでの間にある者	令和 2 年 4 月 1 0 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	
	2 5 歳以上 7 歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
	3 昭和 3 7 年 4 月 2 日から昭和 5 4 年 4 月 1 日までに生まれた男性	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	厚生労働省ホームページによる
日本脳炎	1 生後 6 か月から生後 9 0 か月に至るまでの間にある者 2 9 歳以上 1 3 歳未満の者 <特例> ・平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた 7 歳 6 か月以上 2 0 歳未満の者	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	別紙 1 のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者 平成22年3月31日までに第1期の予防接種が終了していない者 9歳以上13歳未満にある者 		
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者 <特例> ・70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳の者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	別紙2のとおり

2 接種不相当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者

- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者3にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金3,000円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に奈良市に住民登録がない者、予防接種の対象者の範囲に含まれない者、又は肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、これまでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は有料（全額負担）

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の3第2項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

鈴木 秀夫	鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○				○	○	○	○	○
染川 智	そめかわクリニック 内科・循環器内科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル201	○	○	○	○	○			○	○		○	○
高井 一郎	高井レディース クリニック	油阪町1-66										○		
高橋 淳人	たかはし耳鼻咽喉科	大安寺町515-2										○		
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○			○	○	○	○	
高山 辰男	高山クリニック	柏木町190-5										○		
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2ならファミ リー別館3号館2・3F	○	○	○	○	○						○	○
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○				○					○	
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○					○	○	○
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○			○	○		○	
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛 駿介	谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2										○		
辻本 達寛	つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5ローレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○				○	○	○	○
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1								○	○			
音川 公治	帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○					○		
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67										○		
富和 清隆	東大寺福祉療育 病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎 拓也	とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村 徹	富雄産婦人科	三松四丁目878-1										○		
北神 敬司	登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅尾 豊彦	登美ヶ丘子ども クリニック	登美ヶ丘三丁目4-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33										○		
永井 稔子	永井医院	西木辻町138-1	○	○	○	○	○						○	
中岡 伸悟	中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・ アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8		○		○	○							
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	○	○	○	○	○					○		

広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パライディ学園前5F					○						
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
宮川 宣之	平城診療所	朱雀三丁目8-2	○	○	○	○	○					○	○
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○	○	○	○					○	
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○	○
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5										○	
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6				○	○						
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3										○	
三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○					○	
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○						
村嶋 徳昭	村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11-7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田 正純	森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4エル・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○		○	○		○	○
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保田 正憲	保田クリニック	東九条町718-3	○	○	○	○						○	
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4					○						
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205		○		○	○					○	
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2										○	
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本 敏朗	山本内科医院	三条本町9-1三条通 ガーデンハイツ1F		○		○	○	○				○	

酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 洋子	洋子レディース クリニック	学園大和町三丁目40-2										○	
宮野 栄三	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1										○	
吉本 宗平	吉本医院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○			○	○	○	○
米田 諭	よねだ内科クリ ニック	学園大和町六丁目 1542-382	○	○	○	○	○			○	○	○	○
右衛門佐 博千代	よもさ痛みのク リニック	四条大路五丁目1-55										○	
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F				○						○	
和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○			○	○	○	○
和田 隆昭	和田内科外科医 院	六条緑町三丁目8-48	○	○	○	○	○					○	○

管理医師名	予防接種を行う主たる場所		電話 (0742)
	医療機関名	所在地 (奈良市)	
青木 秀夫	あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596
遊田 泰匠	あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202
阿部 泰士	阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155
林 俊宏	あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460
石井 新	あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600
飯田 孝志	飯田医院	北市町36	23-0701
飯田 二昭	飯田医院	三条添川町3-3	34-0333
五十嵐 修一	いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナーデ高の原2F	71-5553
池田 朋博	いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
石崎 直之	石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601
北村 いずみ	いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	52-2601
伊藤 誉晃	伊藤医院	五条町9-43	35-5557
伊藤 太祐	伊藤医院	南永井町377-3	61-3677
稲垣 紘武	稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777
乾 秀和	いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810
津田 勇平	今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町269-4	47-7082
入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151
岩井 均	岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1	33-3006
岩崎 壽美	岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町5-58	46-3357
岩佐 隆太郎	岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331
上繁 宣雄	うえしげクリニック	三条松町17-17 メディコートFSA2F	36-7564
植村 武博	植村医院	般若寺町170	26-5395
植山 和久	植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555
薄葉 恵史	薄葉医院	古市町1823	61-2072
梅谷 尚弘	梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メディカルビル1F	47-1151
梅木 健一	梅の木クリニック	尼辻中町10-25	30-3633
浦元 弘樹	うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575
江川 信一	江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055
江崎 友通	江崎内科外科医院	神功三丁目7-29	71-3336
衛藤 壽昭	衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525

枝川 右	おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109
大西 利明	大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381
大橋 一博	大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860
大前 利市	おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830
大森 正晴	おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955
小川 浩史	おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155
奥 成顕	奥医院	東城戸町53	22-6113
尾崎 二郎	尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601
水本 靖士	おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700
折橋 透	折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777
甲斐 康之	甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565
宗本 将嗣	学園前診療所	学園北一丁目15-8	43-2551
香月 憲一	学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111
鍛冶田 英俊	鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001
柏井 浩希	柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451
片岡 裕	片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385
香月 脩二	かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201
加藤 まどか	加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F	24-2048
門野 文彦	門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267
岩本 有代	金田内科医院	南市町6	26-6170
金田 能尚	金田内科クリニック	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795
北岡 健	北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805
喜多野 郁夫	喜多野医院	中筋町26	23-2131
喜多野 章夫	喜多野診療所	中筋町15	22-6041
北村 弥	北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112
北山 勘解由	北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383
木下 信英	木下こども診療所	西大寺赤田町一丁目2-10	48-5899
木村 一英	木村内科医院	中山町51-1	43-1110
清塚 康彦	きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411
際本 宏	きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580

久貝 充生	くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218
楠原 隆義	楠原クリニック	小川町4	26-0026
葺石 安利	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510
国分 清和	国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266
小嶋 興二	小嶋診療所	学園南三丁目4-24	49-1287
後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1	71-1180
小林 礼子	こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II5F	40-1133
小山 康男	小山医院	中山町西三丁目444-1	49-2205
近藤 秀明	こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150
榎木 登	西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523
齋藤 裕司	齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656
斎藤 正規	斎藤医院	法蓮町969	26-5168
酒井 基成	酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701
坂口 嘉一	坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514
宮城 恭子	さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600
櫻井 悟良	さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711
佐野 公彦	佐野内科医院	小西町10	22-3277
田中 茂樹	佐保川診療所	今在家町38	22-3201
塩田 國人	塩田医院	此瀬町358-1	81-0002
塩谷 直久	塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950
敷地 宏一	しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034
島本 卓也	島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH3F	53-2100
清水 豊信	清水整形外科	宝来三丁目7-38	44-2247
清水 和男	清水内科医院	朱雀四丁目1-26	71-3599
清水 一宏	しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス102	40-0432
庄野 正生	庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235
白井 馨	しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858
白井 史朗	白井内科医院	六条二丁目10-20	46-0657
白山 玲朗	しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788
巳波 憲二	新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800
神野 進	しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577

西原 信	すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939
鈴木 秀夫	鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111
中村 聖香	せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666
染川 智	そめかわクリニック内科循環器内科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル2F	51-9938
高井 一郎	高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551
高木 元奎	高木医院	三条町2-474 福森ビル2F	26-2050
平盛 裕子	高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888
岡谷 鋼	高畑診療所	高畑町95-1	23-3202
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館2・3F	36-5551
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	22-4617
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330
田中 幸博	田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	71-6660
谷掛 駿介	谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577
玉木 克彦	玉木耳鼻咽喉科	橋本町5 好生ビル2F	26-6587
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	93-7412
墳本 敏彦	つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435
辻本 達寛	つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000
土谷 利次	土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187
坪村 達之	坪村診療所	南市町25	22-2756
鶴田 俊介	つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033
音川 公治	帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F	41-8833
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178
岩崎 拓也	とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755

岡本 徹	とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480
北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こどもクリニック	登美ヶ丘三丁目4-11	52-6123
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785
永井 稔子	永井医院	西木辻町138	23-2655
中井 澄子	中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668
中岡 伸悟	中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	32-3800
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・アレル ギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	48-1509
長崎 弘	長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114
中島 仁一	中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344
永田 厚	永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025
中田 浩司	なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル1F	53-0051
中野 司朗	中野司朗レディースクリ ニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101
永野 徳忠	永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550
中邨 弘重	なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	43-7713
中村 英剛	中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774
池島 英之	なないろクリニック	中山町西三丁目218	52-0716
相良 洋三	奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130
相良 洋三	奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027
園田 良英	奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030
佐々木 貫太郎	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411
島 正幸	奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210
應田 義雄	なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	32-2882
田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000
西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865
西尾 功	西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002
市川 益子	西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目23-6	71-9470
西出 正人	にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービス ビル1F	63-2500
西村 吉明	西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シテイ プラザ2F	36-1241
西山 隆一	にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122

諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	44-8866
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033
野上 隆司	のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086
橋本 耕二	はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F	25-2828
長谷 隆生	長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777
秦 健司	秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822
花本 樹芳	花本診療所	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731
玄 博允	浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000
原田 清行	はらだ医院	紀寺町607	22-6817
原田 幸児	はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1-1階	52-1171
東谷 澄彦	東谷医院	南魚屋町37	22-5731
細川 彰子	ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F	51-0051
日吉 基文	日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスクエア登美ヶ丘東館II101号	52-3871
平岡 伸太郎	ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7451
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II5F	45-3000
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	33-5135
藤岡 佐由里	藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615
林 健蔵	平城園診療所	秋篠町1567	52-3820
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5	71-1221
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6	27-1233
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113
松井 滋	松井医院	三条松町19-4	35-1310
松尾 宏	松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381
松尾 隆広	まつお内科	中登美ヶ丘六丁目6-3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-8551
松下 隆蔵	松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211
森田 倫史	丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336

三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	61-5057
宮際 幹	みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735
村井 聰	村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	24-3161
森川 暢	森川内科医院	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
森田 正純	森田医院	高天市町32	22-3836
森田 博文	森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベ ニュー学園前3F	49-6663
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	45-4722
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	22-2225
矢倉 俊洋	やぐら歯科内科	朱雀三丁目3-6	95-5303
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富 雄4F	43-2587
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385
山形 昇	やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675
山田 眞一	山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目1-1	47-3870
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055
山本 敏朗	山本内科医院	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	34-5577
酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720
中川 洋子	洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200
吉川 隆洋	吉川診療所	柴屋町4	61-7913
吉本 宗平	吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111
米田 諭	よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310
右衛門佐 博千代	よもさ痛みのクリニック	四条大路五丁目1-55	32-5550
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165

和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771
和田 隆昭	和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000
松本 元嗣	大倭病院	大倭町5-5	48-1515
津島 寿幸	おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700
北林 百合之介	五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811
瀬川 雅数	済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881
澤井 伸之	沢井病院	船橋町8	23-3086
西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251
山形 省吾	石洲会病院	四条大路一丁目9-4	34-6300
齊藤 守重	高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030
富和 清隆	東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577
平林 秀裕	奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591
塚口 勝彦	奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771
櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700
中井 昭宏	奈良セントラル病院	石木町800	93-8520
枝川 篤永	奈良東九条病院	東九条町752	61-1118
松本 宗明	西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333
高比 康臣	西の京病院	六条町102-1	35-1121
松倉 光晴	松倉病院	川之上突抜町15	26-6941
宮野 栄三	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601

奈良市告示第 376 号

令和 2 年奈良市告示第 375 号（予防接種の実施の全部改正）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目 50-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------	-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目 50-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------	-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

別紙 2 の表中

西出 正人	にしで整形外 科	南京終町二丁目 1201-14 エー ビスビル 1F	63-2500
-------	-------------	----------------------------------	---------

を

西出 正人	にしで整形外 科	南京終町二丁目 1201-14 エー ビスビル 1F	63-2500
青山 秀雄	西の京病院西 大寺クリニッ ク	西大寺南町 4-11 明光第 6 ビル 2F	52-3711

に、

北村 弥	北村皮膚科医 院	西大寺南町 5-8	41-1112
------	-------------	-----------	---------

を

北村 華奈	北村皮膚科医 院	西大寺南町 5-8	41-1112
-------	-------------	-----------	---------

に改める。

奈良市告示第 377 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

令和 2 年 7 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 2 年 7 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108391	居宅介護支援	OHANA 合同会社	奈良市小倉町 1231 番地の 2	ケアプランセンター OHANA	奈良市小倉町 1231 番地の 2

奈良市告示第 378号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和2年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年7月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108409	通所介護	株式会社フェリシテ	京都府木津川市 木津殿城90番地 6	デイサービス福助	奈良県奈良市南 京終町一丁目89 番地4

奈良市告示第 379 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 2年 7月 2日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	訪問看護ステーションみのり 奈良	奈良県奈良市杉ヶ町32番地4 ブレスト一番館201号室	令和2年 6月1日
新	訪問看護ステーションみのり 奈良	奈良県奈良市三条添川町1-5 サンフェアリーⅢ503号	

奈良市告示第 380号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 7月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 2年 7月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100160	有限会社 MYP食品	630-8115	奈良市大宮 町六丁目 6-11 ウィ ンズビル2F	MYP放 課後等デ イサービ ス	630-8115	奈良市大宮 町六丁目 6-11 ウィ ンズビル2F	放課後等 デイサー ビス

奈良市告示第 381 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 7月 1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和 2年 7月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100421	社会医 療法人 平和会	631-0818	奈良市 西大寺 赤田町 一丁目 7-1	相談支 援事業 所 リ ベルテ	631-0818	奈良市 西大寺 赤田町 一丁目4 番13号 河辺ハ イライ フコー ポ107号	地域移行 支援 地域定着 支援	令和8年 6月30日

奈良市告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和2年7月2日

奈良市長 仲川元庸

1. 指定更新年月日 令和2年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100579	特定非 営利活 動法人 かかし の会	630-8044	奈良市 六条西 三丁目 3-21	相談支 援セン ターか かし	630-8044	奈良市 六条西 三丁目 3-21	計画相談 支援	令和8年 6月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 7 月 3 日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町3054番地	奈良市須川町1111番地
代表者の氏名 及び住所	山岡 順亮 奈良市須川町3054番地	佐野 勝彦 奈良市須川町1111番地

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年7月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年7月3日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 385号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年 7月 6日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年 7月 6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年12月3日、同月6日、同月9日、同月12日、同月13日、同月15日、同月16日、同月17日
及び同月19日

奈良市告示第 386 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狹川奥町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狹川町2981番地	奈良市下狹川町3010番地
代表者の氏名 及び住所	三浦 巳千男 奈良市下狹川町2981番地	西田 昌晴 奈良市下狹川町3010番地

2 変更の年月日

令和2年4月1日

奈良市告示第 387号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年7月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年11月1日 奈良市指令整開 第19A-21号

令和2年7月1日 奈良市指令整開 第19A-21-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年7月7日 第1735号

公共施設 令和2年7月7日 第858号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北二丁目408番12、408番15、408番22、408番44及び408番45並びに

奈良市富雄北一丁目2791番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台一丁目8番1号

株式会社 マルヤマ 代表取締役 丸山 佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄北二丁目408番15の一部及び408番22の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定に準用する同法第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和2年7月8日

奈良市長 仲川元庸

1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・100号西九条佐保線、3・3・6号大宮通り線、3・2・100号三条菅原線及び3・4・108号大森高畑線

2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年7月8日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年5月14日 奈良市指令整開 第 19A-4 号

令和2年6月 2日 奈良市指令整開 第 19A-4-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年7月8日 第1736号

公共施設 令和2年7月8日 第859号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町54番1、54番3、54番4及び54番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市石木町960番

有限会社 住都ホーム販売 代表取締役 松下 政敬

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路: 奈良市中山町54番1の一部及び54番3の一部

(2) 下水道: 奈良市中山町54番1の一部

奈良市告示第 390 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 2 年 7 月 9 日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第39/号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年7月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年7月10日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第392号

令和2年7月13日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年7月14日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度奈良市一般会計
補正予算（第3号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ755,683千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,668,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		63,327,895	420,703	63,748,598
	2. 国庫補助金	37,861,797	415,703	38,277,500
	4. 国庫交付金	6,103,141	5,000	6,108,141
17. 県支出金		9,208,685	334,980	9,543,665
	2. 県補助金	1,798,353	334,980	2,133,333
歳入合計		181,912,738	755,683	182,668,421

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		98,676,781	415,703	99,092,484
	2. 児童福祉費	21,813,120	415,703	22,228,823
7. 商工費		1,982,510	305,000	2,287,510
	1. 商工費	1,982,510	305,000	2,287,510
8. 観光費		1,013,602	34,980	1,048,582
	1. 観光費	1,013,602	34,980	1,048,582
歳出合計		181,912,738	755,683	182,668,421

奈良市告示第393号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定する。

令和2年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道九条線	奈良県奈良市北之庄西町一丁目6番7から 奈良県奈良市西九条町四丁目3番2まで

2 指定する期日

令和2年7月15日

公當企業

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年7月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年7月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年7月16日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市古市町、菅原町、四条大路四丁目、西大寺南町、法蓮町、押熊町、下三条町、大森西町、古市町、三条町

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処 理 分 区	起 点	終 点	告示位置図No.
南奈良第2処理分区	古市町796	古市町809-6	①
佐保川第10処理分区	菅原町748-1	菅原町692-61	②
大安寺第3処理分区	四条大路四丁目1-24	四条大路四丁目1-8-3	③
佐保川第10処理分区	西大寺南町3-5	西大寺南町1-27	④
大安寺第1処理分区	法蓮町701-1	法蓮町711	⑤
佐保川第4処理分区	押熊町1576-1	押熊町1582-1	⑥
大安寺第1処理分区	下三条町8-7	下三条町8-9	⑦
大安寺第1処理分区	大森西町21-7	大森西町21-22	⑧
南奈良第1処理分区	古市町487	-	⑨
大安寺第1処理分区	三条町500-1	三条町511-1	⑩

3 公共汚水柵を設置し、供用を開始する場所

処 理 分 区	場 所	告示位置図No.
大安寺第3処理分区	四条大路四丁目110-1	⑪
佐保川第3処理分区	中山町11-1 他2筆	⑫
佐保川第6処理分区	山陵町163-1	⑬
富雄川第7処理分区	三碓三丁目771-3	⑭
富雄川第7処理分区	三碓二丁目210-1 他1筆	⑮
佐保川第8処理分区	佐紀町3533-2	⑯
富雄川第4処理分区	三松四丁目937-3 他5筆	⑰
佐保川第3処理分区	中山町1260-2 他3筆	⑱

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別

分流及び合流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

位置図省略

奈良市企業局告示第40号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年7月7日

奈良市公営企業管理者 池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 剛建	代表取締役 出口 剛史	堺市美原区北余部40-35	令和2年6月30日

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年7月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
木下住設 奈良 営業所	木下 剛志	奈良市法蓮町632-2 一條 館304	令和2年7月8日

消 防

奈良市消防局告示第7号

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備の基準を次のように定める。

令和2年7月1日

奈良市消防局長 西岡 光 治

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備の基準

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第12条第1項第3号及び第2項に規定する、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備の基準を次のように定める。

- 1 この基準において「キュービクル式変電設備」とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。
- 2 キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル以上（屋外用のものにあつては、2.3ミリメートル以上）とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- 3 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- 4 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- 5 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じ

たものにあつては、この限りでない。

6 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。

- (1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)
- (2) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
- (3) ヒューズ等により保護された電圧計
- (4) 計器用変成器を介した電流計
- (5) 切替スイッチ等のスイッチ類(難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。)
- (6) 配線の引込み口及び引出し口
- (7) 第9項に規定する換気口及び換気装置

7 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

8 配線をキュービクル式変電設備から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

9 キュービクル式変電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

- (1) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
- (2) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
- (3) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
- (4) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられ

ていること。

10 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。ま

た、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

奈良市消防局告示第8号

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備の基準を次のように定める。

令和2年7月1日

奈良市消防局長 西岡 光治

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備の基準

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第13条第2項及び第3項において準用する同条例第12条第1項第3号及び第2項に規定する、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の発電設備の基準を次のように定める。

- 1 この基準において「キュービクル式発電設備」とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。
- 2 キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル以上（屋外用のものにあつては、2.3ミリメートル以上）とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- 3 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- 4 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- 5 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離し

て収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

6 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。

(1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)

(2) 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管

(3) 燃料の出し入れ口

(4) 配線の引き出し口

(5) 第12項に規定する換気口及び換気装置

(6) 内燃機関の排気筒及び排気消音器

(7) 内燃機関の息抜き管

(8) 始動用空気管の出し入れ口

7 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。

8 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音装置を講じたものであること。

9 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。

10 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

11 配線をキュービクル式発電設備から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

12 キュービクル式発電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

(1) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(2) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

(3) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(4) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

13 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

奈良市消防局告示第9号

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備の基準を次のように定める。

令和2年7月1日

奈良市消防局長 西岡 光治

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式蓄電池設備の
基準

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第14条第2項及び第4項において準用する同条例第12条第1項第3号及び第2項に規定する、消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の蓄電池設備の基準を次のように定める。

- 1 この基準において「キュービクル式蓄電池設備」とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。
- 2 キュービクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル以上（屋外用のものにあつては、2.3ミリメートル以上）とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- 3 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- 4 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- 5 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納でき

るものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

6 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けないこと。

(1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)

(2) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(3) 切替スイッチ等のスイッチ類(難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。)

(4) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計

(5) 第11項に規定する換気口及び換気装置

(6) 配線の引込み口及び引出し口

7 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。

8 キュービクル式蓄電池設備の内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

9 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。

10 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。

11 キュービクル式蓄電池設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

(1) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては当

該面の面積の3分の2以下であること。

(2) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(3) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

12 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会令和2年7月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年7月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和2年7月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市大宮町4丁目313-3
奈良市三笠公民館 集会室1, 2

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について
- (5) 奈良農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (6) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(6月専決処理分)
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(6月専決処理分)
- (8) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (10) 知事許可について(6月許可分)

奈良市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、令和2年7月奈良市農業委員会臨時総会を次のとおり招集します。

令和2年7月13日

奈良市長 仲川元庸

1 日時 令和2年7月20日（月）午前10時30分

2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所中央棟6階第2研修室

3 議案 第1号 臨時議長の指名について
第2号 会長の選任について
第3号 副会長の選任について
第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について